

青森県報

号外第百十二号

平成十五年
十二月十九日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例	………	(情報政策課)	…二
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	………	(人 事 課)	…三
青森県立自然公園条例の一部を改正する条例	………	(自然保護課)	…四
青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	………	(薬務衛生課)	…一〇
青森県と畜場設置許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	………	(同)	…一一
青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	………	(同)	…一二
青森県と畜場法施行条例の一部を改正する条例	………	(同)	…一三
青森県貸金業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	………	(商工政策課)	…一四
青森県普通肥料登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例	………	(構造政策課)	…一四
青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例	………	(農村整備課)	…一五
青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例	………	(同)	…一七
青森県建設業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	………	(監 理 課)	…一八
記号式投票に関する条例の一部を改正する条例	………	(選挙管理委員会事務局)	…二〇

青森県議会議員の報酬の特例に関する条例

………
(議会事務局課) ……三

青森県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十三号

青森県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(発行手数料の算定の基礎)

第二条 法第三十四条第四項に規定する発行手数料の額は、同条第一項の規定により知事が認証業務の実施に関する事務を行わせることとした者（以下「指定認証機関」という。）が行う法第三条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用の額を基礎として定めるものとする。

(情報提供手数料の算定の基礎)

第三条 法第三十四条第五項に規定する情報提供手数料の額は、指定認証機関が行う法第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に

係る電子計算機処理等及び同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用の額を基礎として定めるものとする。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十四号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成十一年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十四条」に、「第十四条 第十六条」を「第十五条 第十七条」に、「第十七条 第二十六条」を「第十八条 第二十七条」に改める。

第二十六条を第二十七条とし、第十七条から第二十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第三章中第十六条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第二章中第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく事務)

第十二条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)に基づく事務のうち、同法第二条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料の徴収に関する事務は、各市町村が処理することとする。

附 則

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)の施行の日から施行する。

青森県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十五号

青森県立自然公園条例の一部を改正する条例

青森県立自然公園条例(昭和三十六年十月青森県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

「第四章 風景地保護協定(第十七条 第二十二條)

「第四章 雑則(第十七條 第十九條) 第五章 公園管理団体(第二十三條 第二十八條)

目次中

第五章 罰則(第二十條 第二十四條)」 を 第六章 雑則(第二十九條 第三十一條)

第七章 罰則(第三十二條 第三十六條)」

に改める。

第十条第三項中「着手していた行為」の下に「若しくは第六号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為」を加え、同項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同項第八号中「その他これに類する」を「その他の」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十条第三項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

第十条第五項中「、又は」を「、若しくは」に改め、「行為」の下に「又は同項第六号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為」を加え、同条第八項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十七条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

第十二条第七項中「の各号」を削り、同項第一号中「行なつ」を「行う」に改め、同項第四号中「行なつ」を「行う」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「すでに」を「既に」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十七条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

第十三条の見出しを「（中止命令等）」に改め、同条中「において」の下に「、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて」を加え、「又は原状回復」を「若しくは原

状回復」に、「代る」を「代わる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
第二十四条を第三十六条とする。

第二十三条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第七号中「第十七条第五項」を「第二十九条第五項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十二条中「第十二条第二項」の下に「又は第二十六条」を加え、「処分」を「命令」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十一条中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十条中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第三十二条とする。
第五章を第七章とする。

第四章中第十九条を第三十一条とし、第十八条を第三十条とし、第十七条を第二十九条とする。

第四章を第六章とし、第三章の次に次の二章を加える。

(風景地保護協定の締結等)

第十七条 県若しくは県以外の地方公共団体又は第二十三条第一項の規定により指定された公園管理団体で第二十四条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」という。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

- 一 風景地保護協定の目的となる土地の区域(以下「風景地保護協定区域」という。)
 - 二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項
 - 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要の場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
 - 四 風景地保護協定の有効期間
 - 五 風景地保護協定に違反した場合の措置
- 2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。
- 3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。
 - 二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第一項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものであること。
- 4 県以外の地方公共団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

(風景地保護協定の縦覧等)

第十八条 県若しくは県以外の地方公共団体又は知事は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、県若しくは県以外の地方公共団体又は知事に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

第十九条 知事は、第十七条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 風景地保護協定の内容が、第十七条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公告等)

第二十条 県若しくは県以外の地方公共団体又は知事は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第二十一条 第十七条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第二十二条 第二十条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第五章 公園管理団体

(指定)

第二十三条 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十四条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 風景地保護協定に基づき自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。

二 自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。

三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

五 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第二十五条 公園管理団体は、県との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第二十六条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第二十七条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十八条 県は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十六号

青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県飲食店営業許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

第二条中「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第三条中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

附 則

この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十五号）附則第一条第三号に規定する日から施行する。

青森県と畜場設置許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十七号

青森県と畜場設置許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県と畜場設置許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「と畜場法」を「と畜場法」に、「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「第十条第一項から第四項」を「第十四条第一項から第五項」に、「と殺」を「とさつ」に改める。

別表第一号中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同表第二号中「第十条第一項から第四項」を「第十四条第一項から第五項」に、「と殺」を「とさつ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十八号

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

青森県食品衛生法施行条例（平成十二年三月青森県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十九条の十八第二項」を「第五十条第二項」に、「こん虫」を「昆虫」に改める。

第三条第一項中「第二十条」を「第五十一条」に改める。

別表第一第一号の施設の衛生管理6中「こん虫」を「昆虫」に改め、同号の食品衛生責任者1中「第十九条の十七」を「第四十八条」に改める。

別表第二第一号の給水及び汚物処理の給水設備1中「法第十九条の五に規定する指定検査機関で」を「水質検査を行う者として知事が適当と認める

者により」に改める。

附 則

この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十五号）附則第一条第三号に規定する日から施行する。

青森県と畜場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第七十九号

青森県と畜場法施行条例の一部を改正する条例

青森県と畜場法施行条例（平成十五年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県と畜場法施行条例

第一条中「と畜場法」を「と畜場法」に改める。

第二条中「と畜場法施行令」を「と畜場法施行令」に改める。

第三条中「と畜場法」を「と畜場法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県貸金業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十号

青森県貸金業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県貸金業者登録申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四万三千円」を「十五万円」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

青森県普通肥料登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十一号

青森県普通肥料登録手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県普通肥料登録手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第七号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十二号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号中「大規模老朽ため池等整備事業」を「ため池等整備事業」に改め、同項中第二十二号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 基幹水利施設補修事業 事業が用水施設に係るもの（当該事業に附帯する排水施設に係るものを含む。以下この号において同じ。）にあつ

ては大規模用水施設（当該用水施設の利益を受ける農用地の面積が百ヘクタール以上の用水施設をいう。以下この号において同じ。）に係る事業費の百分の二十五に相当する額と小規模用水施設（当該用水施設の利益を受ける農

用地の面積が百ヘクタール未満の用水施設をいう。以下この号において同じ。）に係る事業費（事務費を除く。）の百分の二十七・五に相当する額の合算額に小規模用水施設に係る事務費の百分の二十五に相当する額を加えた額、

事業が排水施設に係るもの（用水施設に係る事業に附帯する排水施設に係るものを除く。以下この号において同じ。）にあつては大規模排水施設（当該排水施設の利益を受ける農用地の面積が百ヘクタール以上の排水施設をいう。以下この号において同じ。）に係る事業費の百分の十五に相当する額と小規模排水施設（当該排水施設の利益を受ける農用地の面積が百ヘクタール未満の排水施設をいう。以下この号において同じ。）に係る事業費（事務費を除く。）の百分の二十七・五に相当する額の合算額に小規模排水施設に係る事務費の百分の二十五に相当する額を加えた額、事業が用水施設に係るもの及び排水施設に係るものを含む場合にあつては次のイ及びロに掲げる額の合算額を法第八十七条第一項の規定に基づいて決定された土地改良事業計画に定められた総事業費（以下この号において「総事業費」という。）で除して得た数を事業費に乗じて得た額

イ 総事業費のうち大規模用水施設に係るものの費用の百分の二十五に相当する額と総事業費のうち小規模用水施設に係るものの費用（事務費を除く。）の百分の二十七・五に相当する額の合算額に総事業費のうち小規模用水施設に係る事務費の百分の二十五に相当する額を加えた額

ロ 総事業費のうち大規模排水施設に係るものの費用の百分の十五に相当する額と総事業費のうち小規模排水施設に係るものの費用（事務費を除く。）の百分の二十七・五に相当する額の合算額に総事業費のうち小規模排水施設に係る事務費の百分の二十五に相当する額を加えた額

第三条第一項中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を第二十八号とする。

第六条第一項中、「第二十二号及び第二十四号から第二十八号」を「から第二十七号」に改め、「掲げる県営事業」の下に「並びに中山間地域総合整備事業、農村総合整備事業、畑地帯総合整備事業及び農村振興総合整備事業に係る県営事業」を加え、「当該県営事業」を「これらの県営事業」に

改め、同条第二項中「当該県営事業」を「同項の県営事業」に改め、同条第四項第一号中「当該県営事業に要した」を「第一項の県営事業に要した」に、「当該県営事業の」を「同項の県営事業の」に、「当該県営事業によつて」を「同項の県営事業によつて」に改め、同項第二号中「当該県営事業につき」を「第一項の県営事業につき」に、「第九十一条第六項」を「第九十一条第二項若しくは第六項」に、「当該県営事業の」を「第一項の県営事業の」に、「当該県営事業によつて」を「同項の県営事業によつて」に改める。

附則第六項中「第三条第一項第二十六号」を「第三条第一項第二十五号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十三号

青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例

青森県農用地整備事業特別徴収金徴収条例（平成九年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）」を「独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）」に、「附則第十三条第二項」を「附則第八条第二項」に改める。

第二条第一項中「法附則第十三条第二項」を「法附則第八条第二項」に改め、「法附則第十三条第一項の規定により緑資源公団が行う」を削

り、「当該事業の工事の完了につき法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十条第一項において準用する土地改良法第百十三条の二第二項の規定による公告があつた日（その日前に、緑資源公団が、当該区域の一部の区域について当該事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）」を「平成十五年五月六日」に、「緑資源公団法施行令（昭和三十一年政令第二百十八号）附則第十二項」を「独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）附則第八条」に改め、同条第三項中「附則第十二条第二項」を「附則第八条第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県建設業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十四号

青森県建設業許可申請手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県建設業許可申請手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県建設業許可申請手数料等徴収条例

第一条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この条例は、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

- 一 法第三条第一項の規定による建設業の許可及び同条第三項の規定による建設業の許可の更新に関する事務
 - 二 法第二十五条第二項及び第三項の規定による紛争処理に関する事務
 - 三 法第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価に関する事務
 - 四 法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の通知に関する事務
 - 五 法第二十七条の三十五第一項の規定による経営状況分析に関する事務
- 第三条を次のように改める。

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

別表第四号を次のように改める。

四 法第二十七条の二十六第二項の規定による経営規模等評価を申請する者	経営規模等評価手数料	八千百円に、評価を受けようとする建設業一種類につき二千三百円として計算した額を加算した額
------------------------------------	------------	--

別表に次のように加える。

<p>五 法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の通知を請求する者</p>	<p>総合評定値通知手数料</p>		<p>四百円に、通知を受けようとする建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額</p>
<p>六 法第二十七条の三十五第一項の規定による経営状況分析を受けようとする者</p>	<p>経営状況分析手数料</p>		<p>一万五千九百円</p>

附 則

この条例は、平成十六年三月一日から施行する。

記号式投票に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十五号

記号式投票に関する条例の一部を改正する条例

記号式投票に関する条例（昭和四十一年十月青森県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

「第四十七条」の下に、「第四十八条の二」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会議員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十六号

青森県議会議員の報酬の特例に関する条例

平成十六年一月一日から平成十九年四月三十日までの間における青森県議会の議員の報酬月額は、青森県議会議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）第二条の規定にかかわらず、同条例別表第一に定める報酬月額から当該報酬月額に百分の三（議長にあつては百分の五、副議長にあつては百分の四）を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、青森県議会議員の期末手当支給条例（昭和三十一年四月青森県条例第十六号）の規定による期末手当の額の算出の基礎となる青森県議会の議員の報酬月額は、同表に定める報酬月額とする。

附 則

この条例は、平成十六年一月一日から施行し、同日から平成十九年四月二十九日までの間に在職する青森県議会議員について適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川二丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭